

# 耐震診断・耐震改修計画評定業務要綱

平成25年9月3日制定  
公益社団法人ロングライフビル推進協会

## (目的)

第1条 この業務要綱は、公益社団法人ロングライフビル推進協会（以下「協会」という。）が行う、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年 法律第123号）第4条第1項に基づく平成18年国土交通省告示第184号（以下「告示」という。）の別添の「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」（以下「指針」という。）に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修計画に係る評定を行う業務に関し、必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

## (評定対象)

第2条 評定対象は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 耐震診断の評定  
建築物の耐震診断についての評定をいう。
- 二 耐震改修計画の評定  
建築物の耐震診断及びそれに基づく耐震改修にかかる計画についての評定をいう。

## (評定の申込み)

第3条 耐震診断又は耐震改修計画の評定を受けようとする者（以下、「依頼者」という。）は、別に定めるところにより、評定の申込書（以下「申込書」という。）に関係書類を添付して会長に提出するものとする。

## (報告及び調査)

第4条 会長は、評定に関し必要があると認めるときは、依頼者（依頼者が当該建築物の所有者でない場合は所有者を含む。）に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその承認を得て調査を行うことができる。

## (評定)

第5条 会長は、第3条による評定の申し込みがあったときは、次条に規定する評定委員会における審議の報告書（以下「評定報告書」という。）に基づき評定し、依頼者に対して評定書を交付する。

2 評定委員会は、耐震診断の評定の場合は、その耐震診断が指針の第1に定める方法により適正に行われているか否かを、耐震改修計画の評定の場合は、その耐震改修計画が指針の第2に定める基準に適合しているか否か、又は、同基準を上回る独自の目標耐震性能を設定している場合は当該目標耐震性能を有しているか否かを審議し、その結果を評定報告書として会長に提出するものとする。

3 第1項の定めにかかわらず、依頼者より、建築物の所有者等の同意を得て評定書の交付先を建築物の所有者等としたい旨の申し出があった場合、会長は、当該建築物の所有者等に評定書を交付することができる。

## (評定委員会)

第6条 評定委員会は、第三者性の確保に留意しつつ、建築構造に関し学識経験を有する者（以下「学識経験者委員」という。）及び建築構造に関し高度な技術を有する実務者で構成する。

- 2 評定委員会は地域別に設置し、それぞれの地域ごとに設置及び運営に関する事項を定めるものとする。
- 3 委員長は学識経験者委員から選定する。
- 4 委員は、委員及びその所属団体が関与する評定対象についての評定には参画できない。

#### (評定料)

第7条 依頼者は、評定に関し別に定めるところにより評定料を協会に納入しなければならない。

#### (秘密保持義務)

第8条 協会の役員及び職員並びにこれらの者であった者（委嘱に基づく評定委員及び評定委員であった者を含む。）は、評定業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

#### (評定の取り消し)

- 第9条 会長は、評定が偽りその他不正な手段により評定を受けたものであることが判明した場合、その評定を取り消すことができる。
- 2 会長は、評定を取り消したときは、評定書を交付した者に対し、評定を取り消した理由を付してその旨を通知する。

#### (図書等の保存)

- 第10条 評定書（副本）、評定報告書、申込書（以下、「図書等」という。）を保存するものとし、保存期間は評定書を発行してから15年間とする。
- 2 前項に掲げる図書等は、事務所内の施錠のできる室又はロッカー等に保存する等、確実かつ秘密の漏れることのない方法で保存するものとする。
  - 3 前項の保存は、図書等が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを適切に保存することによって行うことができる。
  - 4 審査中の図書等は、審査のため特に必要がある場合を除き、事務所内の施錠のできる室又はロッカー等に保管することとする。
  - 5 本条の定めは、取り下げられたものについては適用しない。

#### (雑 則)

第11条 この業務要綱に定めるもののほか、評定業務の実施に必要な事項について別に定めるものとする。

#### (附 則)

- 1 この業務要綱は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この業務要綱の施行にあわせて、「建築物の耐震診断に係る評価業務実施要領」（平成13年7月1日、決裁番号195号）及び「耐震改修評定業務実施要領」（平成14年11月18日、決裁番号524号）は廃止する。

#### (附 則)

- 1 この業務要綱は、平成25年10月25日から施行する。

#### (附 則)

- 1 この業務要綱は、平成26年4月30日から施行する。